

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・東税務署長

平成21年5月26日棄却・不受理・確定

(第一審・大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号~第●●号、平成20年2月1日判決、本資料258号-25・順号10883)

(控訴審・大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年11月13日判決、本資料258号-216・順号11074)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年5月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴

当事者目録

上告人兼申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	乙
同訴訟代理人弁護士	金本 恒二郎ほか
被上告人兼相手方	東税務署長 岩寄 理致
同指定代理人	宗野 有美子